

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【公開番号】特開2017-186372(P2017-186372A)

【公開日】平成29年10月12日(2017.10.12)

【年通号数】公開・登録公報2017-039

【出願番号】特願2017-136330(P2017-136330)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/5377	(2006.01)
A 6 1 P	27/06	(2006.01)
A 6 1 K	31/382	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/18	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2017.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/5377	
A 6 1 P	27/06	
A 6 1 K	31/382	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	47/18	
A 6 1 K	47/12	
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 K	47/38	
A 6 1 P	27/02	

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月12日(2020.2.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ドルゾラミド又はその塩、チモロール又はその塩及び0.001~0.8%(w/v)の非イオン性界面活性剤を含有し、

pHが3.0~6.0であり、かつ、

ベンザルコニウム塩化物を含有しない、医薬組成物(ただし、0.001%~10%(w/v)の超分岐ポリマー又は0.1%~10%(w/v)超分岐ポリエステルと、0.05~1%(w/v)のチモロールと、0.05~5%(w/v)のドルゾラミドと、0.05~5%(w/v)のPEG8000と、0.05~5%(w/v)のポリソルベート80と、を含む眼科用組成物を除く。)。

【請求項2】

前記ドルゾラミド又はその塩がドルゾラミド塩酸塩である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記チモロール又はその塩が、チモロールマレイン酸塩である、請求項1又は2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記非イオン性界面活性剤が、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油、ポリオキシエチレンヒマシ油及びモノステアリン酸ポリエチレングリコールからなる群より選択される少なくとも一つの非イオン性界面活性剤を含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記非イオン性界面活性剤が、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステルである、請求項1～4のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記非イオン性界面活性剤が、ポリソルベート80、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油60又はポリオキシル35ヒマシ油である、請求項1～4のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記ドルゾラミド又はその塩の含有量が0.1～5% (w/v) である、請求項1～6のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項8】

前記チモロール又はその塩の含有量が0.01～2% (w/v) である、請求項1～7のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項9】

前記非イオン性界面活性剤の含有量が、0.03～0.8% (w/v) である、請求項1～8のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記非イオン性界面活性剤の含有量が、0.05～0.5% (w/v) である、請求項1～9のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項11】

pHが4.0～6.0である、請求項1～10のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項12】

ヒドロキシエチルセルロースをさらに含有する、請求項1～11のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項13】

エデト酸又はその塩をさらに含有する、請求項1～12のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項14】

クエン酸又はその塩をさらに含有する、請求項1～13のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項15】

点眼容器に入れられた、請求項1～14のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項16】

点眼容器の滴下口の外径が2.0～4.5mmである、請求項15記載の医薬組成物。

【請求項17】

緑内障又は高眼圧症の治療に用いられる、請求項1～16のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項18】

緑内障又は高眼圧症を治療するための薬剤の製造における、請求項1～17のいずれか

一項に記載の医薬組成物の使用。

【請求項 19】

ドルゾラミド又はその塩、及び、チモロール又はその塩を含有し、ベンザルコニウム塩化物を含有しない医薬組成物に、0.001～0.8% (w/v) の非イオン性界面活性剤を含有させることによる、医薬組成物の一滴量を制御する方法。